

議案第 28 号

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市火災予防条例の一部を改正する条例

橋本市火災予防条例（平成 18 年橋本市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第 1 章～第 5 章の 2 略 第 6 章 雑則(第 43 条—第 49 条) 第 7 章 罰則(第 50 条・第 51 条) 附則 (タンクの水張検査等) 第 47 条 略 (防火対象物の消防用設備等の状況の公表) 第 48 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。 3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。 第 49 条 略 第 7 章 罰則 (罰則) 第 50 条・第 51 条 略	目次 第 1 章～第 5 章の 2 略 第 6 章 雑則(第 43 条—第 48 条) 第 7 章 罰則(第 49 条・第 50 条) 附則 (タンクの水張検査等) 第 47 条 略 第 48 条 略 第 7 章 罰則 (罰則) 第 49 条・第 50 条 略

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。